

J Aバンク優遇プログラム規定

1 内容

「J Aバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、東京都信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて手数料の優遇を提供するサービスです。

2 対象

対象は当会とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

当サービスは、当会所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当会所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 ステージ

- （1）サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様のステージを決定し、当月25日から翌月24日まで適用します。
- （2）お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- （3）対象となる取引、内容については次の通りとします。
ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

対象取引	取引内容
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金が当会の口座から自動支払されていること。
貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高50万円以上お持ちであること。

- （4）手数料の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。
- （5）各ステージに必要な取引数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
取引数	-	1取引	2取引以上

5 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当会所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
提携ATM 入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(注1)において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。(注2)		3回 まで	5回 まで
個人IB振 込手数料無 料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、個人IBによる振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで振込手数料が無料となります。(注2)		3回 まで	5回 まで

(注) 1 対象となるATMはセブン銀行、ローソン銀行、イーネットとなります。

2 ATM入出金手数料無料・個人IB振込手数料無料の対象口座は「当座一般、普通(一般・総合)」となります。

6 本支店間のステージ引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当会の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスのステージを原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、ステージの合算を行いません。
- (2) お客様のご都合でのお取引店を変更される場合、取引の集計が出来なくなる場合または一定期間取引集計ができなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

- (1) 当会の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容(対象となる取引、ステージ、優遇内容、規定等)を変更、または当サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合
 - ③すでに利用されているローンを延滞されている場合
 - ④契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤対象取引の有無、残高等が、当会の責によらず確認できなかった場合
 - ⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合
 - ⑦その他当会が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を負いません。

令和4年3月25日現在